

各都道府県衛生主管（部）局 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

「令和2年度 予算執行調査」における地域医療介護総合確保基金（医療分）に対する指摘を踏まえた今後の対応について

令和2年10月に財務省より公表された、「令和2年度 予算執行調査」において、令和元年度に地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用して実施された各都道府県の一部の事業に対して、別添「調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性」のとおり指摘がなされております。

当該指摘を踏まえ、令和3年度以降、地域医療介護総合確保基金（医療分）を活用した事業の実施に当たっては、下記のとおり取り扱うこととしましたので、各都道府県におかれては御承知おきいただくようお願いいたします。

記

(1) 「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」に関する取扱い

「令和2年度 予算執行調査」において、事業区分Ⅰ－1（旧事業区分Ⅰ。以下同じ。）のうち、最も件数及び金額の計上が多い標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、「施設・設備の整備」に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭である事業など、当該標準事業例・事業概要に該当するのかが確認できない事業が見受けられたと指摘されています。

「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」として位置付けるためには、地域医療構想との関係性が明確である必要があることから、令和3年度以降、以下のとおり取り扱うこととします。

① 医療機関支援に係るソフト事業に関する要件の見直し

「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」のうち、医療機関支援に係るソフト事業について、基幹となる医療機能の分化・連携の取組（機能転換、病床削減、複数医療機関の再編等）と一体的に行われる事業に限定するよう要件を見直すこととしますので、他の区分の利用を検討するなど、適切に対応願います。

② 「都道府県計画」の様式の見直し

「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、地域医療構想との関係性について明確にさせていただく観点から、地域における医療及び介護の総合

的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第 64 号）第 4 条の規定に基づき都道府県から提出いただく「都道府県計画」の様式のうち、医療機関支援に係るソフト事業については、「地域医療構想の関係性及びスケジュール」に関する記載項目を追加することとします。

③ 事前ヒアリングの実施

厚生労働省において、②の「地域医療構想の関係性及びスケジュール」に関する記載項目を確認した際、地域医療構想との関係性が明確でない場合には、事前に重点的なヒアリングを行った上で、計画案の修正など必要な調整を行うこととします。

令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、書面による確認後、WEB 等により実施させていただきます。

(2) その他の事業に関する取扱い

「令和 2 年度 予算執行調査」において、事業区分 I - 1 に限定せず個別事業内容を書面で確認したところ、

- ・ 本基金以外の財政措置が活用可能と考えられる事業
- ・ 基金の事業区分ごとの目的と事業内容が結びつかないように見える事業
- ・ 恒常的に必要とみられる人件費等の経費を支出する事業

など、消費税増収分等を財源としている本基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業が見受けられたと指摘されています。また、事業目的の達成の判断が困難なもの、目標として機能しないもの、事業内容と直接関連のないものが目標として設定されるなど、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業も見受けられたとも指摘されています。

こうした指摘を踏まえ、令和 3 年度以降、標準事業例以外の事業について、以下の観点から事前（(1) ③と同じ）に重点的なヒアリングを行った上で、計画案の修正など必要な調整を行うこととします。

- ・ 他の財政措置の活用が可能かどうか
- ・ 基金の事業区分ごとの目的と事業内容との関係が明確かどうか
- ・ 人件費等の経費を支出する場合であっても一時的なものかどうか

また、標準事業例に記載の事業か否かに関わらず、アウトプット指標の設定が適切かどうか確認の上、事前（(1) ③と同じ）に重点的なヒアリングを行った上で、計画案の修正など必要な調整を行うこととします。

(3) 事後確認の強化（計画策定後）

厚生労働省では、従来、地域医療介護総合確保基金を活用する事業について、事後評価書により事後に書面で検証を行ってきたところですが、(1) 及び (2) により事前に重点的なヒアリングを実施した事業について、必要に応じて、事後に現地確認を実施し、適切かつ効果的な事業執行が実施されているか、確認を行うこととします。

(※) 参考として、既に事業内容の取扱いを明確化した事業（平成 28 年 1 月 18 日付け厚生労働省地域医療計画課長事務連絡、平成 30 年 2 月 7 日付け医政地発 0207 第 4 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知、平成 30 年 6 月 22 日付け医政地発 0622 第 2 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知、平成 30 年 9 月 14 日付け厚生労働省医政局地域医療計画課事務連絡、平成 31 年 2 月 19 日付け医政地発 0219 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知、令和 3 年 2 月 19 日付け医政地発 第 1 号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）について別紙のとおり再周知。

以上

照会先 厚生労働省医政局地域医療計画課
医師確保等地域医療対策室
代表 03-5253-1111（内線 2771・2673）
直通 03-3595-2186
E-mail: shinkikin9@mhlw.go.jp

(参考) 「令和2年度 予算執行調査」(※)における、地域医療介護総合確保基金(医療分)の「調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性」

- ・ 地域医療構想を一層推進するため、本事業を効果的に活用することは重要であるが、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭な事業、基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業が見受けられたことから、厚生労働省による計画の事前事後の検証をより一層徹底すべきではないか。

なかでも、地域医療構想の達成に向けた事業については、今後2025年に向けてその取組を再加速させていく必要がある中で、構想の中における事業の位置付けを明確化するなど、要件の見直しが必要ではないか。

(※)「令和2年度 予算執行調査」及び「反映状況票」についても別紙にて送付

総 括 調 査 票

調査事案名	(17) 医療介護提供体制改革推進交付金 (医療分)			調査対象 予 算 額	令和元年度：68,910百万円 (参考 令和2年度：79,577百万円の内数)		
府省名	厚生労働省	会計	一般会計	項	医療提供体制基盤整備費	調査主体	共同
組織	厚生労働本省			目	医療介護提供体制改革推進交付金	取りまとめ財務局	(東海財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

消費税増収分等を活用し、地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置し、都道府県が作成する計画（以下、「都道府県計画」という。）のうち、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等に対して財政支援を行う。

- ・ 交付先：都道府県
 - ・ 負担割合：2/3（都道府県1/3）
 - ・ 令和元年度基金対象事業
 - (事業区分1) 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業（病床機能分化・連携推進事業）
 - (事業区分2) 居宅等における医療の提供に関する事業（在宅医療推進事業）
 - (事業区分4) 医療従事者の確保に関する事業（医療従事者確保事業）
- ※消費税法第1条第2項 消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

②調査の視点

基金事業の適切な執行について

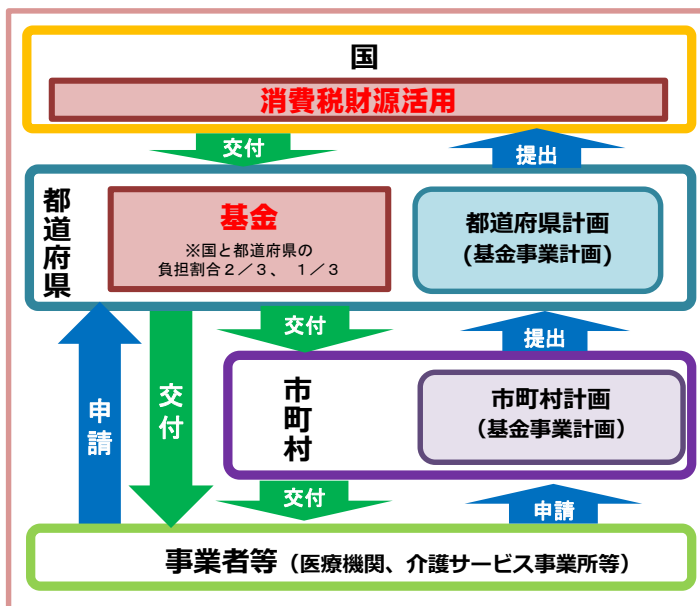
- 基金による財政支援の対象として適切な事業内容となっているか。

【調査対象年度】

- ・ 令和元年度

【調査対象先数】

- ・ 厚生労働省
- ・ 47都道府県（都道府県計画）



【都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）】

- 基金に関する基本的事項
 - ・ 公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・ 事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・ 診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項
 - 医療介護総合確保区域の設定^{※1} / 目標と計画期間（原則1年間）
 - ／事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法^{※2}
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏域を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏域を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施し、国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

【地域医療介護総合確保基金の対象事業】

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業
- 6 勤務医の働き方改革の推進に関する事業 ※令和2年度より実施される事業

総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

③調査結果及びその分析

基金事業の適切な執行について

【1. 執行状況】

- 本基金全体の執行としては、予算額に対して計画金額は概ね8割、執行実績金額は7割程度。しかしながら、事業区分1については、計画された金額は6割、執行実績金額においても5割程度にとどまっている。【表1】
- 令和元年度には、基金事業計画上、全1,637件の事業が実施されることとなり、各事業について都道府県が厚生労働省に提出した資料に基づき、執行状況の調査を行った。

【表1】事業区分ごとの執行状況

(件、億円)

	A 予算額 (公費)	B 計画		C 実績		B/A	C/A	C/B
		件数	金額	件数	金額	割合	割合	割合
事業区分1	570	233	360	217	269	63%	47%	75%
事業区分2	464	352	42	334	39	99%	93%	93%
事業区分4		1,052	421	1,028	391			
合計	1,034	1,637	824	1,579	699	80%	68%	85%

【2. 標準事業例ごとの実績】

(出所) 厚生労働省調べ

- 厚生労働省において、予算の効率的な活用を図ることを目的として、本基金事業における標準事業例を設定し、各都道府県宛通知を行っている。各都道府県においては、原則として、本通知の標準事業例により、都道府県医療審議会や地域医療対策協議会等の関係者の意見を踏まえた上で、事業計上することとなっている。なお、標準事業例に該当しない事業については、あらかじめ厚生労働省と協議の上、基金事業として都道府県計画に記載することとなっている。
- 事業区分1においては、地域医療構想の達成に直接寄与することになる標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、件数及び金額ともに最も多い計上となっている。【表2】

【表2】事業区分1の標準事業例ごとの執行状況内訳

(件、億円)

	標準事業例	事業概要	計画		実績	
			件数	金額	件数	金額
1	ICTを活用した地域医療ネットワーク基盤の整備	病院・診療所間の医療情報連携を可能とするためのネットワーク構築や、津波などによる診療情報流出防止のための防災上安全な地域におけるデータサーバーの整備。	28	21	27	20
2	精神科医療機関の施設・設備整備	精神科医療機関の機能分化を進める観点から、病床を外来施設やデイケア施設等新たな用途に供するための改修又は施設・設備の整備。	2	3	2	3
3	がんの医療体制における空白地域の施設・整備	がん診療連携拠点病院の存在しない二次医療圏において、新たに設置する「地域がん診療病院」に対して、新たに整備する放射線機器や検査室等の整備。	11	12	11	8
4	地域医療支援病院やがん診療連携拠点病院等の患者に対する歯科保健医療の推進	病棟・外来に歯科医師等を配置又は派遣し、全身と口腔機能の向上を図るための口腔管理を実施するとともに、退院時の歯科診療所の紹介等を行うための運営費に対する支援を実施。	19	4	19	4
5	病床の機能分化・連携推進のための基盤整備	急性期から回復期、在宅医療に至るまでの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備。このほか再編統合に係る経費を支援。	107	288	100	210
6	妊産婦の多様なニーズに応えるための院内助産所等の施設・設備整備	院内助産所や助産師外来を開設しようとする産科を有する病院・診療所の増改築・改修や、体制整備に必要な備品の整備。	9	1	5	1
その他	分類されていないもの		57	31	53	22

(出所) 厚生労働省調べ

総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

③調査結果及びその分析

【3. 病床の機能分化・連携推進のための基盤整備】

- 事業区分1のうち最も件数及び金額の計上が多い標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」について、各都道府県が策定した計画に記載されている個別事業内容を書面で確認したところ、「施設・設備の整備」に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭である事業など、当該標準事業例・事業概要に該当するのかが確認できない事業が見受けられた。【表3】

【4. その他事業の必要性】

- また、事業区分1に限定せず個別事業内容を書面で確認したところ、
- ・本基金以外の財政措置が活用可能と考えられる事業
 - ・基金の事業区分ごとの目的と事業内容が結びつかないように見える事業
 - ・恒常的に必要とみられる人件費等の経費を支出する事業
- など、消費税増収分等を財源としている本基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業も見受けられた。【表4】

【表3】標準事業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」事業において、施設・設備の整備に該当せず、地域医療構想との関係性・進め方が不明瞭な事業

	事業概要
A 県	健康・医療・介護のデータの連携による情報基盤の構築。(151百万円)
B 県	地域中核病院等への専門医の配置等。(47百万円)
C 県	医療機関の情報連携のためのICTを活用した地域連携パスの開発等。(20百万円)
D 県	読影医の確保のため、読影医の研修に対する支援事業への補助。(19百万円)
E 県	認定看護師資格の取得に要する経費に対する補助。(8百万円)

(出所) 各都道府県計画から引用

【表4】基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業

	事業区分	事業概要
F 県	医療従事者の確保	医師不足地域の医療機関に対して、他病院から派遣される医師のための住居の新築、改修などの支援。(183百万円)
G 県	居宅等の医療の提供	在宅看護に係る認定看護師等の資格取得に向けて必要な入学金、授業料、実習費及び教材費、代替職員の人件費に対する助成。(40百万円)
H 県	医療従事者の確保	診療応援医師を送迎するための専用車両を運行することで診療応援医師の長時間の運転等の負担軽減を図り、医師の確保につなげる。(15百万円)
I 県	医療従事者の確保	外国人医療環境整備事業として、電話通訳やタブレットなど、外国人への医療提供に役立つ翻訳ツールを幅広く普及するため、民間会社を交えた利用体験の場を設定。(4百万円の内数)
J 県	医療従事者の確保	県立看護師養成所においてこころのケアを必要とする学生に対し、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施。(1百万円)

	事業区分	事業概要
K 県	地域医療構想の達成	地域包括ケア機能を担う有床診療所のうち、未稼働病床がある診療所が稼働できるようにするため、新たに夜間・休日対応として雇用の医師・看護師の人件費に対して補助する。(114百万円)
L 県	医療従事者の確保	県医師会内に医療承継バンクを設置し、廃業を検討する医師と新規開業を検討する医師とのマッチングを支援する。(20百万円)
M 県	地域医療構想の達成	歯科診療所における口腔機能を客観的に測定できる機器の導入及び高齢者の口腔機能等に関する調査等を行う。(15百万円)
N 県	居宅等の医療の提供	在宅の重症心身障害者の病床確保のための経費として医療型短期入所に係る自立支援給付費相当額を支援し、運営に対する支援を行う。(12百万円)
O 県	医療従事者の確保	県民の健康課題解決を促進する健康づくりの中心となる人材育成を行う。(5百万円)

(出所) 各都道府県計画から引用

総 括 調 査 票

調査事案名 (17) 医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）

③調査結果及びその分析

【5. 目標設定】

- さらに、各個別事業に設定される目標について確認したところ、事業目的達成の判断が困難なもの、目標として機能しないもの、事業内容と直接関連のないものが目標として設定されるなど、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業も見受けられた。

【表5】

【表5】アウトプット指標の設定が適切か疑わしい主な事業

	事業概要	アウトプット指標
P県	医療機関が行う女性医師の再就業研修に助成するとともに女性医師就業相談窓口の運営を委託する。(3百万円)	ホームページ閲覧件数1,000件
Q県	医療基盤が脆弱な地域の医療機関が隣接地域の専門医療機関の指示、助言を受けて救急患者の初期対応ができるよう、病院間で患者情報を共有するネットワークのシステム構築費を助成する。(17百万円)	医療基盤が脆弱な地域の医療機関1施設に対して助成
R県	県が指定する小児科・産婦人科及び地域中核病院に対し、診療技術習得のため国内外留学を行う医師の研修費用を助成する。(11百万円)	制度周知用チラシ作成500枚

(出所) 各都道府県計画から引用

【6. 会計検査院の指摘】

- なお、基金事業における、地域医療情報連携ネットワークに関する令和元年の会計検査院の検査（指摘事項の公表は令和元年10月）を踏まえ、厚生労働省において、基金の適切な予算執行の徹底に関する都道府県宛通知を发出（令和元年8月）し、同通知において本基金を財源とすることが不適切な事業をリスト化し明示している。

●会計検査院の指摘事項概要（令和元年10月）

一部のシステムにおいて、システムが利用可能な状態となっていないものや利用が低調なものがあった。
上記の状態が続いていたにもかかわらず、事業主体に対して十分な指導を行っていなかった。

（具体的事例）

- システムの動作確認が不十分なため、システムが利用可能な状態となっていないなどの事態
- ・システムの基本機能等に不備等がある状態のまま検収をしていた。
 - ・仕様で要求されている基本要件等が満たされているか確認を行っていない。
- システムが全く利用されていないなどの事態
- ・整備が完了して1年以上経過しているにもかかわらず、
 - ・参加医療機関等及び参加患者が皆無
 - ・参加患者が50名以下となり利用が低調



●不適切な事業リスト

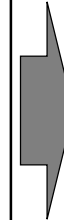
（令和元年8月8日厚生労働省通知）

- ①地域医療情報連携ネットワークのランニングコスト等
- ②地方単独事業等への単なる付替えとなる事業
- ③他の国庫補助で措置されている事業
- ④診療報酬で措置されている事業
- ⑤特定の事業者の資産形成につながる事業であって、事業者負担を求めている事業
- ⑥医師修学資金貸与事業の要件を満たしていない事業

④今後の改善点・検討の方向性

基金事業の適切な執行について

- 地域医療構想を一層推進するため、本事業を効果的に活用することは重要であるが、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭な事業、基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業が見受けられたことから、厚生労働省による計画の事前事後の検証をより一層徹底すべきではないか。
なかでも、地域医療構想の達成に向けた事業については、今後2025年に向けてその取組を再加速させていく必要がある中で、構想の中における事業の位置付けを明確化するなど、要件の見直しが必要ではないか。
- また、会計検査院の検査を踏まえ、本基金を財源とすることが不適切な事業のリスト化が行われているものの、事業の内容面に踏み込まず表面的な確認にとどまっている。地域医療情報連携ネットワークについて参加患者規模を条件とするなど、各事業について基金による支援の対象外とする具体的要件を明確化すべき。



反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(17) 医療介護提供体制改革推進交付金(医療分)	共同	(東海財務局)	79,577 の内数	85,077 の内数	5,500 の内数	-
事業の概要	消費税増収分等を活用し、地域医療介護総合確保基金を各都道府県に設置し、都道府県が作成する計画のうち、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」等に対して財政支援を行う。						

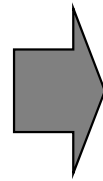
調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

基金事業の適切な執行について

- 地域医療構想を一層推進するため、本事業を効果的に活用することは重要であるが、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭な事業、基金を用いる必要性が乏しいと疑われる事業、アウトプット指標の設定が適切か疑わしい事業が見受けられたことから、厚生労働省による計画の事前事後の検証をより一層徹底すべきではないか。

中でも、地域医療構想の達成に向けた事業については、今後2025年に向けてその取組を再加速させていく必要がある中で、構想の中における事業の位置付けを明確化するなど、要件の見直しが必要ではないか。

- また、会計検査院の検査を踏まえ、本基金を財源とすることが不適切な事業のリスト化が行われているものの、事業の内容面に踏み込まず表面的な確認にとどまっている。地域医療情報連携ネットワークについて参加患者規模を条件とするなど、各事業について基金による支援の対象外とする具体的要件を明確化すべき。



反映の内容等

基金事業の適切な執行について

- 厚生労働省において、計画の事前事後の検証を徹底するため、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえつつ、標準事業例以外の事業について、事前に重点的なヒアリングを実施するとともに、事後に書面で行っていた検証に加えて、地域医療構想の関係性・進め方が不明瞭と疑われる事業等について、現地確認を行うなど対策を実施する。

加えて「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」の対象範囲を明確化しつつ、いわゆる医療機関支援に係るソフト事業については、地域医療構想に寄与するものが客観的に判断できるよう、基幹となる医療機能の分化・連携の取組(機能転換、病床削減、複数医療機関の再編等)と一体的に行われる事業に限定するなど、要件の見直しを行うこととしている。

- 地域医療情報連携ネットワークについては、厚生労働省医政局発出の事務連絡「地域医療介護総合確保基金(医療分)を活用した地域医療情報連携ネットワークに係る適切な予算執行の徹底について」(令和2年10月)において、支援対象となる地域医療情報連携ネットワークの開示医療機関数等に関する最低基準を要件として新たに設定した。

また、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、今後、ネットワーク数、カバーする圏域、共有する医療情報の種類、登録患者数や参加医療機関数の目標値等の設定の検討を行うこととしている。